

能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付要綱

平成30年9月21日

告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、乗用除雪機械(以下「機械」という。)を購入し、又は借上げした町会及び町内会(以下「町会等」という。)に対して、機械を操作する上で必要な作業用資格等の受講に係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の要件、内容等は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、町内の生活道路等の除雪又は排雪作業を積極的に行う町会等で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町会等が購入し、又は借上げした機械は、小型特殊自動車免許により運転することができる仕様のものに
の
に限る。

(1) 能美市乗用除雪機械購入及び維持管理費補助金交付要綱(平成30年能美市告示第120号。以下「要綱」という。)の規定により機械を購入した町会等。

(2) 機械を借上げした町会等。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町会等は、能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、事業実施の10日前までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を審査し、適当と

認めたときは交付を決定し、能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条の規定により申請があった場合において、補助を行わない旨の決定をしたときは、その旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた町会等は、補助対象事業が完了したときは、能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金実績報告書(様式第3号)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 経費の支払いを証する書類

(2) 車両系建設機械運転技能講習受講証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の報告期限は、事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度末のいずれか早い日とする。

(補助金請求)

第7条 町会等は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書と併せ、能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧

様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第2条関係)

要件	内容	摘要
<p>町会等が推薦する個人(以下「受講予定者」という。)が、車両系建設機械運転技能講習を受講する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 受講予定者は、65歳未満であること。</p> <p>(2) 受講予定者は、小型特殊自動車免許取得済みの者であること。</p>	<p>車両系建設機械運転技能講習費の実費の50パーセント以内、3万円を限度として補助する。</p> <p>ただし、同一人に対する同一資格取得に係る補助金の交付は、1回までとする。</p>	<p>同一年度における1町会等あたりの補助対象人数の上限は原則3人以内とする。</p> <p>また、補助金に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p>

別表第2(第4条関係)

区 分
受講予定者の運転免許証の写し
その他市長が必要と認める書類

年 月 日

能美市長 へ

町会長又は町内会長

能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付申請書

能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付要綱の規定により、
補助金を受けたいので同要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円
2. 資格取得予定者の免許証の写し

様

能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、能美市除雪機械に係る作業用資格等
受講支援事業の補助金については、次の条件を付して金 円を交付す
ることに決定したので通知する。

年 月 日

能美市長



- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け
補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業が完了したときは、完了後30日以内に、補助事業の成果を記載した
補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添
えて、市長に報告すること。
- 5 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 6 以上のほか、能美市補助金交付規則の定めに従うこと。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

能美市長 あて

町会長又は町内会長

能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった能美市
除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業を次のとおり実施したので、同要綱第6条
の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

能美市長 あて

町会長又は町内会長

能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金請求書

年 月 日付け第 号により補助金の額の確定通知があった能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金として、次の金額を交付されるよう同要綱第7条の規定により請求いたします。

請求額 円